

■祝い金・転職勧奨禁止、来年1月から 医療介護分野も

- ・厚生労働省は17日、医療や介護などの分野で職業紹介事業者が求職者に「祝い金」などを渡すことや、就職後2年間の転職勧奨を禁止することについて、職業紹介事業の許可条件とする方針を労働政策審議会・職業安定分科会の労働力需給制度部会に示した。実施は2025年1月から。悪質な事業者への規制を強化する狙いがある。
- ・厚労省では、25年1月1日付の職業紹介事業の新規許可や有効期間の更新から順次、「祝い金」などの提供や転職勧奨の禁止について職業紹介事業の許可条件に加える。また、指導監督を行っても違反を繰り返す事業者は許可の取り消し対象とする。許可条件化に先立ち、職業紹介事業の「業務運営要領」を見直す。
- ・また、対策を強化するため職業紹介事業者に手数料実績の公開を義務付ける。省令の改正により、職種ごとの常用就職に係る1件当たりの平均手数料率の実績を人材サービス総合サイトに開示するよう規定。定額制の事業者には率の代わりに額の開示を求める。ただし、これらの開示は各事業者の取り扱い上位5職種に限定するほか、年間10件以下の職種は対象外とする。
- ・さらに、求人メディアなどを展開する募集情報等提供事業者に対して金銭などの提供を原則禁止するとともに、職業紹介事業や募集情報等提供事業に関する利用料金や違約金規約の明示も事業者を求める。
- ・厚労省は職業安定法に関する施行規則や指針を改正し、これらの措置を盛り込む。いずれも25年4月1日に適用・施行する予定。
- ・政府が6月に閣議決定した骨太方針2024には、不適切な人材紹介に対する紹介手数料負担の問題について、規制強化などを含め「実効性ある対策を講じる」としていた。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○労働政策審議会 - 第374回 職業安定分科会 労働力需給制度部会 資料

2024年09月17日(火)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43415.html